

現況報告書等の 提出に関する留意事項

島根県健康福祉部地域福祉課

1. はじめに

毎年4月～6月に財務諸表等電子開示システムをとおして、現況報告書、計算書類及び附属明細書等が提出されるが、書類の不備や記載内容の誤り等により所轄庁から差し戻しをする事が多い。

今回は、事務処理上で起こる誤りや気を付けていただきたい事柄について説明する。

※本資料はR8.5.27時点の状況を基に作成しています

2. 提出書類～主な書類～

〔全法人対象〕

財務諸表等入力シート

附属明細書 別紙1～3

前年度の事業報告

事業報告の附属明細書

今年度の事業計画

監事監査報告

役員等名簿（公表用・届出用）

役員等報酬規程

定款

〔該当法人のみ〕

社会福祉充実計画

財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書

会計監査報告

2. 提出書類～理事会の承認等が必要な書類～

計算書類及びその附属明細書、事業報告及びその附属明細書については、



社会福祉法

第45条の27

第2項 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る**計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下この款において同じ。)**及び**事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。**

第45条の28

第1項 前条第2項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、**監事の監査**を受けなければならない。

第2項 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置社会福祉法人においては、次の各号に掲げるものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める者の**監査**を受けなければならない。

一 前条第2項の計算書類及びその附属明細書 監事及び会計監査人

二 前条第2項の事業報告及びその附属明細書 監事

第3項 第1項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、**理事会の承認**を受けなければならない。

2. 提出書類～事業報告の附属明細書とは①～

〔作成が必要な場合〕

- ・複数の訴訟案件
- ・年度途中に大幅な体制変更の発生
- ・その他事業報告を補完すべき事項 等

具体的な記載内容についての言及はない

社会福祉法令施行規則

第2条の25

第1項 法第45条の27第2項の規定による事業報告及びその附属明細書の作成については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第2項 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該社会福祉法人の状況に関する重要な事項(計算関係書類(計算書類(法第45条の27第2項に規定する計算書類をいう。第40条第7項第1号及び第40条の17第1号を除き、以下同じ。))及びその附属明細書をいう。以下同じ。)の内容となる事項を除く。)

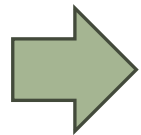
二 法第45条の13第4項第5号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

2. 提出書類～事業報告の附属明細書とは①～

〔作成が不要な場合〕

・記載の事象がない



事業報告に収まれば作成する必要はない

※作成しない場合でも作成を省略したことが分かるようにすること

2. 提出書類～事業報告の附属明細書とは②～

〈作成しない場合でも作成を省略したことが分かるようにすること〉

●主な対応方法

1. 事業報告に附属明細書を作成していない旨記載しておく。
2. 事業報告の附属明細書を作成し、記載すべき内容がない旨記載しておく。

財務諸表等電子開示システムでは、事業報告の附属明細書を提出する項目はないが、所轄庁には届け出る必要がある。

社会福祉法

第59条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届出なければならない。

- 一 第45条の32第1項に規定する計算書類等
- 二 第45条の34第2項に規定する財産目録等

第45条の32 社会福祉法人は、計算書類等(各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告(第45条の28第2項の規定の適用がある場合にあつては、会計監査報告を含む。)をいう。以下この条において同じ。)を、定時評議員会の日(第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の場合にあつては、同項の提案があつた日)から5年間、その主たる事務所に備え置かななければならない。

3. よくある差し戻し事例①

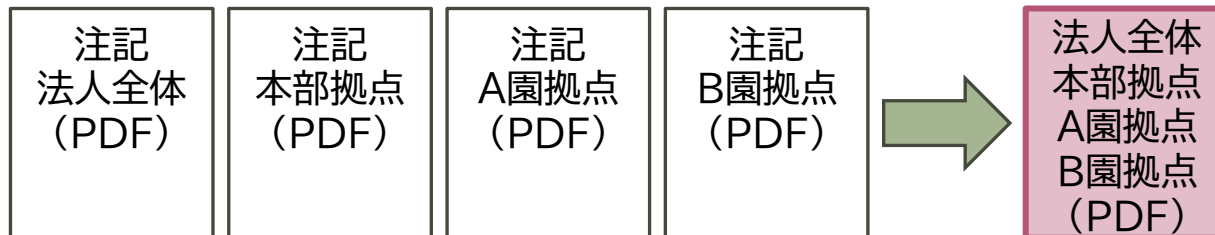
【提出書類：注記・附属明細書】

○複数拠点を持つ法人において「注記」や「附属明細書」が全て提出されない（「注記」や「附属明細書」の提出は、1つのファイルのみのため、拠点区分ごとにに入れていくと上書きされていく。）

●対応方法

該当のデータを1つのファイルに統合して提出する。

例：注記の場合



3. よくある差し戻し事例②

【提出書類：役員等名簿】

○役員等名簿が最新のものではない。

●対応方法

6月の定時評議員会終結後の名簿を提出する。

現況報告書の記載内容(4月1日時点)と異なってもよい。

注:所轄庁提供用の名簿と公開用の名簿は間違えない!

3. よくある差し戻し事例③

【財務諸表等入力シート】

○役員等(評議員・理事・監事)の職業が具体的でない。

●対応方法

役職の有無に関わらず、例のとおり具体的に現在の職業を記載する。

例1 福祉施設の職員の場合

× 福祉施設職員

○ △△園 職員

例2 以前:民生委員→現在:無職の場合

× 元民生委員

○ 無職 または 無職(元民生委員)

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況			
(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	
(3-1)評議員の氏名		(3-3)評議員の任期	
(3-2)評議員の職業			
○○○○○○○○	R2.12.25	~	○○○○○○○○○○
社会福祉法人○○ 理事長			
○○○○○○○○	R2.12.25	~	○○○○○○○○○○
特別養護老人ホーム ○○○○ 職員			
○○○○○○○○	R2.12.25	~	○○○○○○○○○○
無職			
○○○○○○○○	R2.12.25	~	○○○○○○○○○○
無職(元民生委員)			
○○○○○○○○	R2.12.25	~	○○○○○○○○○○
株式会社 ○○ 代表取締役			

3. よくある差し戻し事例④

【財務諸表等入力シート】

○14.(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況の記載に不備がある。

●対応方法

直近の法人監査での文書指摘事項についてのみ記載

※事業所や施設等の指導監査の指摘事項や口頭指摘が記載されていることがある

〈指摘事項がない場合(例)〉

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況	
(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用〔年額〕（円）	
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	所轄庁から求められた改善事項なし
②実施した改善内容	

事項がない場合は
そのことが分かる
ように記載

3. よくある差し戻し事例④

【財務諸表等入力シート】

〈指摘事項がある場合(例)〉

記載内容:

R8～R10に提出する現況報告では
→R7法人監査での文書指摘事項について

R11に提出する現況報告では
R10法人監査での文書指摘事項について

年度	監査	文書指摘
R7	法人・施設監査	あり
R8	監査実施なし	
R9	施設監査	あり
R10	法人監査	あり

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

- ①実施者の区分
- ②実施者の氏名（法人の場合は法人名）

- ③業務内容
- ④費用【年額】（円）

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

- ①所轄庁から求められた改善事項

- ②実施した改善内容

文書指摘通知日
を必ず記載

文書指摘日：令和8年12月1日

①評議員候補者が欠格事由に該当しないことが法人において確認がされていない。

②在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び存在する理事の人数を超えていない。

①評議員、理事、監事から欠格事由について明記されている書式の誓約書を徴収する。

②新たに評議員1名の選任をおこなった。

4. 地域における公益的な取組

実施しているにも関わらず、
現況報告書への記載がなされていないケースも散見される。

以下の内容も地域における公益的な取組として記載できる。

※()内は対応する取組類型コード分類

- 実習生の受け入れ(地域における公益的な取組⑦)
- DWATへの協力(地域における公益的な取組⑧)
- 複数法人間連携事業への参画(地域における公益的な取組⑧)
- 障がいの理解促進の取組(地域における公益的な取組⑦)
- 配食サービス(地域における公益的な取組②)
- 地域の子育て家庭の相談支援(地域における公益的な取組①)

4. 地域における公益的な取組

記載例:

7328	11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む)		
7329			
7330			
7331	①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
7332	④取組内容		
7333			
7334			
7335	地域における公益的な取組 ㉞（地域住民に対する福祉教育）	実習生の受入れ 専門学校等の実習生を受入れている	〇〇園、〇〇事業所、〇〇保育園
7336			
7337	地域における公益的な取組 ㉟（地域の関係者とのネットワークづくり）	DWATへの協力 島根県災害派遣福祉チームに協力事業所として登録	〇〇園、〇〇事業所、〇〇保育園
7338			
7339	地域における公益的な取組 ㊱（地域の関係者とのネットワークづくり）	〇〇市法人連絡会への参画 市内の社会福祉法人と集まり情報交換等実施している	〇〇〇〇〇〇
7340			
7341	地域における公益的な取組 ㊲（地域住民に対する福祉教育）	障がいの理解 地域住民の交流による障がいの理解促進を実施している	〇〇事業所
7342			
7343	地域における公益的な取組 ㊳（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）	配食サービス 高齢者世帯に夕食を定額で配り安否確認を実施している	〇〇園
7344			
7345	地域における公益的な取組 ㊴（地域の要支援者に対する相談支援）	地域の子育て家庭の相談支援 園開放や近隣地域の子育て家庭を対象とした育児相談を実施している	〇〇保育園
7346			